## 固体燃料を用いた火気設備の基準改正の概要

## 離隔距離の見直し

笛吹市火災予防条例別表3に新たに厨房設備として定置使用される固体燃料(木炭)を使用する炭火焼き器について離隔距離を定めたこと。



【イメージ】

※「炭火焼き器」とは、主に業務用の厨房設備 として定置使用されるもので、耐火レンガとモ ルタルで作られた燃焼室部分を金属フレームで 覆う等の構造をしており、木炭を燃料として食 材を加熱調理するものです。

種類							離隔距離(cm)				
						入力	上方	側方	前方	後方	備者
~温風	爰房機 (略)	)									
厨房設備		不燃以外	開放式	組込型こんろ・グリル付こんろ グリドル付こんろ,キャビネッ ト型こんろ・グリル付コンロ・ グリドル付こんろ		14KW 以下	100	15 注	15	15 注	注:機器本体上
	気 体 燃 料			据置型レンジ		21KW 以下	100	15 注	15	15 注	
		不燃	開放式	グリドル ト型こん?	んろ・グリル付こんろ 付こんろ,キャビネッ ろ・グリル付コンロ・ リドル付こんろ	14KW 以下	80	0		カ の 側 方 又	
				1	据置型レンジ	21KW 以下	80	0		0	後方の
	固 体 燃 料	不燃以外	木炭を燃料 とするもの	炭火焼き器			100	50	50	50	離隔
		不燃	木炭を燃料 とするもの		炭火焼き器		80	30		30	距離を
	上記に分類	使用温度が800°C以上のもの					250	200	300	200	を示
	されないも	使用温度が300°C以上800°C未満のもの				150	100	200	100	す	
	の		使用温度が300℃未満のもの				100	50	100	50	